

## 健康保険被扶養配偶者非該当者に係る国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者非該当届）提出のお知らせ

平成26年12月1日から健康保険被扶養配偶者が被扶養者の要件に該当しなくなった場合、健康保険被扶養者異動届と一緒に、国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者非該当届）を事業主を経由して提出していただくことになりましたので、お知らせします。

なお、届出用紙につきましては「日本年金機構ホームページ」よりダウンロードをお願いします。

提出についてのご案内の詳細は[こちら](#)をご覧ください。